新潟労働局における石綿関連文書の紛失について

新潟労働局(局長 千葉 茂雄)は、常用(永年保存)とすべき石綿関連文書について、今般、以下のとおりその一部が紛失していたことを確認し、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

関係者の皆様に深くお詫びいたしますとともに、今後紛失が生じることのないよう、再発 防止を徹底してまいります。

1 事案の概要

管内の十日町労働基準監督署を除く8つの労働基準監督署において、常用(永年保存)とすべき石綿関連文書のうち、平成17年度から平成26年度までの「安全衛生指導復命書」、「建設工事計画届」、「建築物解体等作業届」及び「監督復命書」(以下「復命書等」という。)の一部を紛失した事案が発生した。

当該復命書等には、事業(場)の名称、代表者職氏名、面接者職氏名のほか、発注者名、 作業主任者の氏名、事業者職氏名、有資格者の氏名等の個人情報が記載されていた。記載 されていた個人情報の対象者数は46人である。

なお、紛失が確認された書類については、外部に持ち出すものではないことから、誤って廃棄された可能性が高く、また外部に漏えいした事実は確認されていない。

2 事実経過

- (1)石綿関連文書については、平成27年12月18日付けで厚生労働本省から常用(永年保存)とすべき石綿関連文書の範囲が具体的に示され、誤廃棄・紛失が生じないよう、 当該石綿関連文書について、独立した行政文書ファイルとして編綴すること、「常用」である旨を標示すること、専用の棚に保管するなど他の行政文書ファイルと混在しないように注意することとされている。
- (2) 令和6年11月27日から同年12月17日まで、当局管内の各監督署における石綿関連文書の保存状況に係る点検を行ったところ、石綿関連文書に該当する平成17年度から平成26年度までの復命書等の一部文書の所在が不明になっていることが確認された。
- (3) 令和6年11月27日から同年12月18日まで、各署内をくまなく捜索したが、復命書 等の発見には至らなかった。

(4)令和7年1月6日までに、連絡先を把握できた事業場等に経過説明と謝罪を行い、了 承を得た。

3 発生原因

当該復命書等は、平成 27 年 12 月 18 日付けで常用(永年保存)とすべき石綿関連文書の範囲等が具体的に指示される前に作成されたものであり、以下を原因として紛失が発生したと考えられる。

- (1)石綿関連文書とそれ以外の文書が区分して保存されていなかったこと。
- (2)石綿関連文書を除く行政文書の廃棄時に、石綿関連文書が含まれていないか確認が十分でなかったこと。

4 再発防止対策

- (1)各署の点検時において、石綿関連文書とそれ以外の文書が区分されていなかったもの については、ただちに石綿関連文書ファイルに保存しなおした。また、今後石綿関連文 書を編綴する際には、独立した行政文書ファイルとして編綴し、常用保存とするよう指 示した。
- (2) 令和6年12月23日に局内各課室、管内の全署に対し石綿関連文書の保管の徹底に ついて指示した。
- (3)石綿関連文書の管理状況を少なくとも年度ごとに1回の頻度で点検するとともに、労働基準部長に管理状況が適正である旨を報告させることにより、石綿関連文書の保管の徹底することとした。

【担当(照会先)】

新潟労働局労働基準部

監督復命書関係

監督課長 濱崎 雄俊

統括特別司法監督官 五十嵐 潤

TEL: 025-288-3503

安全衛生指導復命書、計画届

等関係

健康安全課長 村井 千晴

課長補佐 村山 一雄

TEL: 025-288-3505